

公益社団法人日本コンクリート工学会
コンクリート診断士講習受講料、試験受験料、登録料
及び研修受講料等に関する内規

平成11年10月2日 制定
平成25年12月26日 改正
令和元年6月17日 改正
令和5年3月29日 改正

(目的)

第1条 コンクリート診断士(以下「診断士」という。)講習の受講料、診断士試験の受験料、診断士の登録料及び診断士研修の受講料等の金額については、この内規の定めるところによる。

(講習受講料)

第2条 受講料は、22,000 円(消費税込、テキスト含む)とする。

(受験願書類)

第3条 受験願書類は、一式 1,000 円(消費税込)とする。

(受験料)

第4条 受験料は、14,300 円(消費税込)とする。

(登録料)

第5条 登録料及び再登録料は、1回の登録につき 7,000 円(消費税込、登録証及び登録者証(カード)の発行を含む。)とする。

(発行手数料)

第6条 登録証及び登録者証(カード)の再発行手数料は、次の通りとする。

- (1) 登録証 1通につき 1,320 円(消費税込)とする。
- (2) 登録者証(カード) 1通につき 1,500 円(消費税込)とする。

2. 英文登録証明書の発行・再発行手数料は、次の通りとする。

英文登録証明書 1通につき 1,320 円(消費税込)とする。

(研修受講料)

第7条 研修受講料は、8,800 円(消費税込)とする。

(所管と改廃)

第8条 この内規は、総務財務委員会が所管し、その改廃は理事会が決定する。

附 則

1. この内規は、平成11年10月2日から実施する。
2. この内規の改正は、平成26年4月1日から施行する。
3. この内規の改正は、令和元年10月1日に消費税引き上げが施行された場合に効力を有し、令和元年10月1日から施行する。
4. 第4条（受験料）を改正し、令和5年10月1日から施行する。